

議案参考資料

[令和5年第1回臨時会(5月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 保険税係

議案名

報告第4号 専決処分(桐生市国民健康保険税条例の一部改正)の承認を求め
るについて

趣旨・目的

地方税法施行令の一部改正に伴い、桐生市国民健康保険税条例について所要の改正を行う必要が生じましたが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかでしたので、令和5年3月31日に専決処分をもって措置したものです。

概要

地方税法施行令の一部改正に伴い、令和5年4月1日の施行が必要となる次の改正を行いました。

1 課税限度額の引上げ

国民健康保険税の後期高齢者支援金分に係る課税限度額を22万円(現行：20万円)に引き上げました。

2 国民健康保険税減額措置(5割・2割減額)における判定所得基準の改正

(1)5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき金額を29万円(現行：28万5千円)に引き上げました。

(2)2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等の数に乗すべき金額を53万5千円(現行：52万円)に引き上げました。

(施行期日：令和5年4月1日)

背景・経過

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第132号)が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されました。

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(プログラム法)を踏まえ、課税限度額の引上げについては、必要な税収の確保及び中間所得者層に配慮した保険料(税)の設定を想定し、また、減額判定所得基準の改正については、経済の動向等を踏まえて、地方税法施行令の一部が改正されました。